



ヒアリング事項

規制改革推進会議投資等WG(第6回)における 提案に対する総務省の回答

令和2年2月28日
総務省
情報流通行政局

氏家夏彦氏の提案に対する総務省の回答は、次のとおり。

氏家夏彦氏の提案	総務省の回答
簡素な権利処理	日本放送協会及び民放在京キー局5社からの、同時配信等に伴う権利処理の円滑化のためには、放送とは別個に配信の許諾を得ることに伴う手続的な負担の解消が不可欠との要望を文化庁に伝達したところ、総務省として簡素な権利処理は重要であると考えている。
拡大集中許諾制度の導入	本制度は、集中管理が進んでいる分野においては導入可能であり、権利処理円滑化に寄与するものと考えている。
裁定制度の改善	本制度の改善すべき点を明らかにした上で検討することが重要であると考えている。
放送局と権利者の契約に標準約款を導入	放送局と権利者双方にニーズがあることが前提であると考えている（権利者団体がある分野については、各団体とNHK又は日本民間放送連盟との間で既に一定のルールが存在している。仮に、それ以外の分野に強制力のない標準約款を導入しても、実効性に疑問がある。）。
ローカル局への権利処理支援	ローカル局からの具体的な要望に基づき、ノウハウの提供等について検討することが適当であると考えている。

日本芸能実演家団体協議会からの提案に対する総務省の回答は次のとおり。

一般論としては、ネット配信が促進される観点から、ウェブキャスト（同時配信及びその他ウェブキャスト）について、関係者が合意する形で権利処理が円滑化されることは望ましいと考える。

総務省では、放送事業者が行う同時配信等に係る権利処理の円滑化について検討してきたが、その他ウェブキャストに係る課題解決については、同時配信等とは関係する主体が異なっており、関係者が参加する文化審議会での検討することが適当であると考えます。

なお、令和元年11月15日に文化庁に提出した「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ」別紙においては、既に同時配信を試行的に行っている日本放送協会及び民放在京キー局5社の要望として、「同時配信等」の範囲について、次のとおり記載されているところである。

なお、「同時配信等」の範囲（Simulcasting, Near Simulcasting 等）については、視聴者の利便性と視聴機会の拡大等の観点から、柔軟な内容とすることを検討するよう、要望しているところである。すなわち、

- ・ 追っかけ再生等を含めること。
- ・ 同時配信等については放送との地域の同一性は問わないこと。
- ・ CM については放送においても地域別差し替えを行っていることから、配信における差し替えも容認すべきであること。

といった点に配慮した検討を求めているところである。